

令和5年千代田区議会第1回定例会議事速記録（第1498号）《未定稿》

◎日 時 令和5年3月14日（火）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	桜井	ただし	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	大坂	隆洋	議員
14番	池田	ともり	議員
15番	山田	丈夫	議員
17番	永田	壮一	議員
18番	たかざわ	秀行	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	小林	やすお	議員
25番	小林	たかや	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋口 高 頭 君
副 区 長	坂田 融 朗 君
保健福祉部長	細越 正 明 君
地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美 江 子 君

地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	恩田浩行君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
財産管理担当部長	大森幹夫君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	佐藤尚久君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	門口昌史君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和5年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1を議題にします。

議案第19号 千代田区副区長の選任の同意について

○議長（桜井ただし議員） 執行機関より、提案理由の説明をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 議案第19号、千代田区副区長の選任の同意についてご説明を申し上げます。

本件は、新たに副区長といたしまして小林聡史氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、区議会のご同意を頂くため提案いたすものであります。

小林氏は、永きにわたり情報通信業に関わる民間企業で重責を担いながら、デジタル分野のみならず、福祉に関する官民連携会議のメンバーも歴任されておりました。また、昨年6月からは本区の参与としてDXに関する様々なご助言を賜り、区政の推進に貢献しております。

今後、本区の行政運営におけるデジタル化をより一層進めていくためには、この分野における高度な政策判断や組織横断的な調整を迅速に行うことが必要不可欠であり、同氏のこれまでの豊富な経験や知識は副区長の職務を遂行するに適任と考え、選任の同意を求める次第でございます。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） これより、議案第19号、千代田区副区長の選任の同意についての採決を行います。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（桜井ただし議員） ただいまの出席者は23名です。

お諮りします。

会議規則第29条第2項の規定に基づき、開票立会人として、9番西岡めぐみ議員、11番牛尾こうじろう議員、19番米田かずや議員の以上3名の方を指名いたしますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

なお、念のため、投票の方法について説明します。

投票は無記名、1人1票です。

本案に賛成の方は白票を、本案に反対の方は青票を投票願います。

本件について議長は投票しませんので、ご了承願います。

投票カードは、ただいまお手元にお配りします。お願いします。

〔投票カード配付〕

○議長（桜井ただし議員） 投票カードの行き渡らない方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認めます。

これより投票を行います。

安田事務局次長に投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（桜井ただし議員） 異常なしと認めます。

小川事務局長が点呼しますので、順次投票を願います。

〔局長 氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長（桜井ただし議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認めます。

投票を終了します。

投票箱を閉じます。

これより開票します。

立会人の立会いをお願いします。

〔投票点検〕

○議長（桜井ただし議員） 立会人は自席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

出席者数 23名。投票総数 22票。白票 17票。青票 5票。

ただいまご報告したとおり、白票が多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

投票カードの残りを回収しますので、しばらくお待ちください。

〔投票カード回収〕

○議長（桜井ただし議員） 議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第2及び第3を一括して議題にします。

議案第20号 千代田区行政監察員の選任の同意について

議案第21号 千代田区行政監察員の選任の同意について

○議長（桜井ただし議員） 執行機関より、提案理由の説明をお願いします。

〔区長樋口高頭君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 議案第20号及び第21号、千代田区行政監察員の選任の同意について、一括してご説明を申し上げます。

新年度における本区行政監察員につきましては、太田裕章氏、山田瞳氏の両弁護士を選任いたしたく、千代田区職員等公益通報条例第7条第2項の規定に基づき、区議会のご同意を頂くため提案するものであります。

以上、2議案につきまして、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案第20号、千代田区行政監察員の選任の同意について、議案第21号、千代田区行政監察員の選任の同意についての2議案は、いずれも樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第4を議題にします。



議案第18号 和泉公園周辺地区道路整備工事請負契約の一部変更について

○議長（桜井ただし議員） 執行機関より、提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第18号、和泉公園周辺地区道路整備工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

令和3年第4回区議会定例会においてご議決いただきました和泉公園周辺地区道路整備工事請負契約につきまして、施工時間を昼間から夜間に変更すること及び交通誘導員を増やすこと等に伴い、経費が増加するため、契約変更するものでございます。

変更前の契約金額3億2,340万円から約26.3%増加し、4億844万8,700円となっております。

以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案第18号、和泉公園周辺地区道路整備工事請負契約の一部変更については、会議規則第36条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略し、執行機関の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第5から第9を一括して議題にします。



議案第6号 千代田区行財政改革に関する基本条例を廃止する条例

- 議案第 8号 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 千代田区手数料条例等の一部を改正する条例
- 議案第15号 千代田区都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 千代田区第4次基本構想

(企画総務委員会審査報告)

○議長（桜井ただし議員） 嶋崎秀彦企画総務委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○22番（嶋崎秀彦議員） 企画総務委員会に審査を付託されました6議案のうち、5議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第6号、千代田区行財政改革に関する基本条例を廃止する条例は、千代田区第3次基本構想とともに制定した「千代田区行財政改革に関する基本条例」について、第3次基本構想の廃止に伴い条例を廃止するもので、公布の日から施行します。

議案第16号、千代田区第4次基本構想は、千代田区第3次基本構想を廃止し、千代田区第4次基本構想を策定するため、「千代田区議会の議決に付すべき事件に関する条例」第2条の規定に基づき、本案を議会の議決に付すものです。

関連する議案であるため一括して審査をしました。

質疑の中で、千代田区第4次基本構想は、第3次基本構想の策定から約20年が経過し、新型コロナウイルス感染症等によって区を取り巻く状況が大きな転換期を迎えている状況を踏まえて策定した千代田区の将来像を示したものであること。策定に当たっては、区民、学識経験者で構成する懇談会を設置するなどし、多くの方々から意見を伺ったこと。基本構想に掲げる将来像を実現するために、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区民の区政への主体的な参画を推進するとともに、様々な意見を尊重し、理解が得られるようしっかりと取り組むこと。基本構想の推進のために効果的・効率的な行財政運営に努め、健全財政を確保するとともに、財政状況等について公表し、透明性を確保することなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第6号及び第16号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第8号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、個人番号の区の独自利用事務として、心身障害者の医療費の助成に関する事務を追加するもので、公布の日から施行します。

質疑の中で、心身障害者医療費助成の申請等の手続に税情報等が必要であるため、対象者が千代田区に転入する場合、前住地において課税証明書等を取得し区に提出する必要があったが、この改正条例により、情報提供ネットワークシステムを使用して前住地への税情報等の照会が可能となるため、課税証明書等の取得と提出の手続が不要になること。実際に情報提供ネットワーク

システムを使用して情報を照会するためには国への届出等が必要であるため、照会が可能となるのは国への手続等が終了してからであること。対象となるのは令和3年度実績で年間50人程度であることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第8号は、賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号、千代田区手数料条例等の一部を改正する条例は、多機能端末機による戸籍、住民票の写し等証明書の交付について手数料を新たに設定すること。千代田区マンション管理適正化推進計画の策定により、マンションの管理計画の認定申請に係る審査手数料を新たに設定すること。都市の低炭素化促進に関する法律等の一部改正により、共同住宅における低炭素化建築物及び性能向上計画を認定するに当たって、認定の単位が住棟単位に統一されたため、住戸単位の認定手数料を廃止すること。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受け、食品衛生に関する営業許可手数料の額を据え置く経過措置を1年間延長することの4点を改正するものです。

多機能端末機による証明書交付手数料、マンション管理計画認定審査手数料については、本年4月1日から、低炭素建築物及び性能向上計画の認定手数料、営業許可手数料の経過措置については公布の日から施行します。

質疑の中で、証明書交付手数料について、多機能端末の利便性を実感していただくとともに、窓口業務のさらなる効果的・効率的な改善を図るため、窓口での交付手数料よりも100円引き下げること。区民の端末機操作に対する不安解消を目的として、多機能端末機を本庁舎総合窓口や出張所に設置し、職員による操作の支援体制を整えること。本庁舎等への端末機の設置期間は、マイナンバーカードの普及状況やコンビニエンスストアでの証明書交付実績等により今後決定していくこと。マンションの管理計画の認定制度については、改めて区がマンション管理に関して積極的に関与し、マンション管理水準の底上げに資する取組であることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場から、多機能端末による証明書交付手数料の認定については、法の下での平等に照らしてふさわしいかどうかという疑問はあるが、食品衛生に関する営業許可手数料の減額措置は物価高騰が続く中で延長が求められていることや、マンション管理適正化の推進のためであることなどから判断し、総体として今回の条例に賛成する。

次の意見としては、多機能端末による証明書交付手数料の改正は、マイナンバーカードの普及を促進するだけでなく、身近な場所で手続ができることになる、利便性向上への一助と考える。一方、障害のある方やカードをお持ちでない方などへは引き続き丁寧に対応していただきたい。マンション管理計画の認定制度に対する申請手数料の認定は、区として管理を進めるための提案であり、手数料の金額設定も妥当であると考え、本議案に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第9号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、千代田区都市公園条例の一部を改正する条例は、外濠公園総合グラウンドについて、野球のほか、サッカー、フットサル等の利用を可能とするとともに、無断キャンセ

ル等を行った者の利用を制限するほか、規定を整備するもので、外濠公園総合グラウンドの利用可能種目の拡大は本年4月1日から、利用の制限等については本年7月1日から施行いたします。

質疑の中で、グラウンドの人工芝化工事により、雨天の翌日も利用できるようになることから、これまで以上に申込みが増えることが想定されること。一方、これまで予約のキャンセルが年間100件を超える状況があったことから、無断キャンセルと利用日直前にキャンセルをした場合を対象に一定の利用制限を設け、無断キャンセルの抑止と施設の有効利用の向上を目指す目的であること。無断キャンセルの罰則については、周辺区や東京都もほぼ同様の規定を設けていることから妥当であると考えること。キャンセルによって空いた枠に対して多くの方に利用のチャンスが広がるような仕組みづくりなど、今後も検討していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第15号は、賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました6議案のうち、5議案について審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第6号、千代田区行財政改革に関する基本条例を廃止する条例、議案第8号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、千代田区手数料条例等の一部を改正する条例、議案第15号、千代田区都市公園条例の一部を改正する条例、議案第16号、千代田区第4次基本構想の5議案は、いずれも嶋崎秀彦企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第10から第14を一括して議題にします。



議案第10号 千代田区印鑑条例の一部を改正する条例

議案第11号 千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第12号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

議案第13号 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（地域文教委員会審査報告）

○議長（桜井ただし議員） たかざわ秀行地域文教委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔たかざわ秀行議員登壇〕

○18番（たかざわ秀行議員） 地域文教委員会に審査を付託されました5議案の審査経過及び

結果を報告いたします。

議案第10号、千代田区印鑑条例の一部を改正する条例は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードを利用して行う印鑑登録証明書の申請について、移動端末設備であるスマートフォンの利用も可能とするほか、従前設置していた窓口受付システムの端末を廃止し、印鑑登録証明書の交付機能を有する多機能端末機を総合窓口課及び出張所に設置するものです。

移動端末設備の利用に係る改正規定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行の日から、その他の改正については規則で定める日から施行します。

質疑の中で、スマートフォンにマイナンバーカードと同じ情報を搭載しても、マイナンバーカードを利用するときと同じセキュリティ対策が取られているため、情報が漏れるような危険性はないこと。従前設置していた窓口受付システムは、マイナンバーカードを利用するシステムであり、それを廃止する前提として多機能端末機を設置すること。マイナンバーカードをお持ちでない方は今までどおり窓口で申請していただくことなどが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第10号は、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例中において引用する同法子ども・子育て会議の設置根拠規定について条番号のずれが生じるため、規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第11号は、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例は、内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、特定教育・保育施設を利用する子どもに対する懲戒に関する規定を削除するものです。

公布の日から施行します。

質疑の中で、虐待防止について、2011年の改正内容では、懲戒権が残っている中で一定の逃げ道になっていたが、「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除することによって、子どもたちに対する虐待の抑制につながることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第12号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における安全計画の策定等、自動車を運行する場合の乳幼児の所在確認義務及び感染症等予防のための研修等実施に関する規定を新たに追加し、家庭

的保育事業所等を利用する乳幼児に対する懲戒に関する規定を削除するとともに、規定を整備するものです。

懲戒に関する規定の削除については公布の日から、その他の改正については本年4月1日から施行します。

質疑の中で、家庭的保育事業とは、地域型保育事業の中に含まれ、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育等、区内に7か所あること。今回の改正内容は、国の省令に基づき全部一律であり、施設の認可者が責任を負うこと。地域型保育事業は区の認可であるため、主に国が定める標準的な安全計画等を策定していくこと。現在、園は安全計画マニュアルをつくって運営し、指導検査等で区の職員が確認していることを条例に明文化して強化すること。今回、国から示された安全計画は園で基本的に行っている内容で、園運営の中で行っている安全管理の見える化をし、これに基づいてしっかり運営していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第13号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業所における安全計画及び業務継続計画の策定等、自動車を運行する場合の利用者の所在確認義務及び感染症等予防のための研修等実施に関する規定を新たに追加するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、対象となる学童クラブは区内に24か所あり1,100人程度在籍していること。今年度から新たに、各クラブで必要な研修を受講する場合、またはクラブで研修を実施する場合の費用が補助金の対象となったことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第14号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました5議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第10号、千代田区印鑑条例の一部を改正する条例、議案第11号、千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、議案第12号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例、議案第13号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の5議案は、いずれもたかざわ秀行地域文教委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第15及び第16を一括して議題にします。

議員提出議案第 1 号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 1 7 号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(保健福祉委員会審査報告)

○議長（桜井ただし議員） 池田ともりのり保健福祉委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔池田ともりのり議員登壇〕

○14番（池田ともりのり議員） 保健福祉委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

まず、議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、子どものいる世帯の経済的負担を軽減するため条例を整備するものです。附則に新たに第12条として、「当分の間、各年度の初日の前日において18歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に属する場合における当該被保険者に係る第14条の4、第15条の5、第15条の10及び第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の4第2号及び第15条の12第2号の規定にかかわらず、零とする。」を加えます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行し、経過措置として令和5年度分以降の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

質疑の中で、この改正により必要な財源は3,000万円以内であり、区として子育て支援の姿勢を示し、安心して子育てできる環境をつくるのが大切であること。対応できる自治体から先陣を切って行うべきであり、少子化対策につなげることで区民の理解が得られることなど、提案者の考えが明らかになりました。

区は、これまで一般施策の中で子育て世帯に対して給付金や手当を支給するなど、独自の施策を行っていること。それに加えて保険料も減免することは税の公平性の観点から疑問であり、国民皆保険制度を持続可能なものにしていく視点が大切であること。また、子育てだけが特別な事情ではなく、障害や難病など、ほかにも特別な事情を抱えた方がいることなどの意見がありました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、社会保障としての国保制度のあり方は、国が再度改善に向けて行うべきだと考える。現在の国保制度で、区において子どもの均等割をなくすことが国保加入者の中において公平性が保てるものであるかという点は、現時点では判断しづらく反対する。

同じく反対の立場から、本議案の提案理由にある子どものいる世帯の経済的負担を軽減することの必要性は理解するが、区では、子育て世帯の支援策として、次世代育成手当の支給や0歳から18歳までの子どもの医療費無償化など、様々な施策を総合的に展開している。国保に加入している全ての子育て世帯に対し、所得状況を勘案せず一律に均等割を免除する本議案は、国民皆

保険制度の持続可能性を高めるため、国保赤字財政の縮小を図ろうとする国保制度改革の目的に逆行する。また、一般会計からの法定外繰入を増やすことは公平性の観点から問題があり、医療費の適正化など、広域的な運営に転換しようとしている中で、こうした軽減策は自治体が独自に行うものではなく、まずは国において制度設計の中で改善すべきものと考え、反対する。

同じく反対の立場から、子どもの支援という趣旨は共感するが、現在の国保制度において未就学児の均等割がようやく軽減されたところであり、今後も広域で軽減していくことを期待している。国民皆保険制度の持続可能性が危ぶまれる中で、財政が豊かな当区が率先して行うことは全体のバランスを崩すことになり、制度の持続可能性にどのような影響があるかはもう少し議論が待たれるところである。所得制限についても、区においてどのような影響があるか、今後、国民健康保険運営協議会の場で議論する必要があり反対する、との意見がありました。

次に、賛成の立場から、区は一時的な給付金などで子育て支援をしているが継続的な支援が求められている。そのため18歳までの均等割額を免除してもらいたい。コロナ禍で厳しい状況を抱えている子育て世帯への支援になるため賛成する。

また、同じく賛成の立場から、国保制度は均等割という仕組みそのものが構造的におかしい。少子化の今、区として子育て支援のでき得ることは全てやるような姿勢が必要である。今年度、国が未就学児の均等割を半額にするということに加え、区としてもでき得る限りの支援策というこの提案に対し賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議員提出議案第1号は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険事業の安定的運営のため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定するとともに、保険料均等割額の減額措置対象者を拡大し、出産育児一時金の支給金額を引き上げるほか、非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減の届出に関する規定を改めるものです。

国民健康保険料の軽減の届出に係る改正については公布の日から、その他の改正については本年4月1日から施行するものです。

保険料の改定に当たっては、令和5年度も引き続き本区独自の保険料を設定して急激な保険料の上昇を抑制すること。国保財政の赤字補填とみなされ、国から計画的な解消を求められている法定外繰入金金を現在の水準より拡大させないことの2点の視点を柱に検討したものです。

質疑の中で、区では、平成30度から4年間均等割を据え置いてきたことから、均等割と所得割の賦課割合に偏りが生じた被保険者間の負担の公平を図るため、一定程度の均等割の引上げが必要であり、昨年度に続き均等割の額を引き上げたが、被保険者の負担感を考慮し、引上額を最小限に抑えたこと。医療費の増加や経済状況の先行きが不透明な中、国民健康保険制度の運営は厳しい状況にあり、財政支援及び制度的な課題解決を求めるよう、特別区長会を通じて国及び東京都へ要望していること。このたび示された千代田区の均等割額は、特別区の統一保険料よりも保険料率が低く低額になっていることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、国民健康保険は均等割も含めほかの保険に比べ

被保険者の負担が高い。制度設計自体を見直す必要があることや、法定外繰入の縛りがある中で区が様々な工夫していることは理解しているが、結果として、子ども1人当たり平均5,391円均等割を引き上げる結果となったことは、現在の物価高騰を鑑みると現状維持もしくは下げてほしいという思いがあり反対するとの意見がありました。

次に、賛成の立場から、コロナ禍で先行きが見えない状況下、区では、令和5年度も引き続き独自保険料を設定し、加入者の負担感を極力抑えることに尽力している。また、特別区統一保険料よりも低い料率となっていることや、均等割額の引上げも最小限に抑え、区の努力は評価する。引き続き加入者の負担軽減に最大限努め、安定的で継続的な国保運営を進められることを期待し賛成する。

同じく賛成の立場から、本議案は、国民健康保険の安定的運営のため、令和5年度の国民健康保険料率の改定等を行うものであり、千代田区国民健康保険運営協議会の審議を受け了承されたものである。保険料率の算定に当たっては、特別区統一保険料とは別に、引き続き本区の状況を勘案した独自保険料率を設定しており、保険料上昇抑制のため、法定外繰入金を活用をはじめとした様々な工夫により統一保険料よりも低い料率となっている。また、均等割額の引上げを行ったが、平成30年度以降4年間にわたって均等割額の増額を行わず、所得割額の引上げのみにより保険料の確保を図ってきた結果、賦課割合の著しい偏りが生じていること。被保険者間の負担の公平を図るためには、均等割額の引上げもやむを得ない措置と理解でき、また、均等割額の引上額も少額であり、他区の状況に比べ保険料の総額も引き続き低額となっている実態から、区の保険料抑制努力を評価し賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第17号は、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） 議員提出議案第1号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、15番山田丈夫議員。

〔山田丈夫議員登壇〕

○15番（山田丈夫議員） 議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して反対の立場から討論をいたします。

赤字補填のための法定外繰入を増やすことは、それだけで国保加入者以外の方の税を投入することにもなり、公平性を欠くものとともに、後年の保険料率に影響を及ぼすものと考えられます。区は、保険料上昇による加入者の負担を可能な限り抑制するとともに、国から計画的な解消を求められている法定外繰入金を拡大させない方向で、様々な努力を重ねて、独自の保険料率を設定しています。

本議案は、法定外繰入を増やすという、区の間組と逆行するものであり、国保の安定的な運営に向けた努力に水を差すものであり、適切でないと考えております。

以上のことから本議案に反対します。

○議長（桜井ただし議員） 次に、12番木村正明議員。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 議員提出議案第1号、国民健康保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険は誰もが一度は加入する医療保険であり、国民皆保険を土台から支える制度です。その国保が抱える構造的問題は、加入者の所得は低いのに保険料は医療保険の中で最も高くなっていることです。国庫負担の引上げと自治体による一般会計からの繰入れが求められる理由がまさにここにあります。

本議案に賛成する第一の理由は、子どもの均等割を全額免除することで子育て支援を推進するものになっているからです。そもそも世帯の人数に応じてかかってくる均等割は人頭税とも言えるもので前近代的な仕組みです。そのため、子どもの数が多い世帯ほど国保料が引き上がり子育て支援に逆行します。国も2022年度から就学前の子どもの均等割を半額に軽減する仕組みを導入しました。しかし、この措置は免除ではなく半減であり、しかも小中高生には恩恵がありません。極めて不十分です。

第二の理由は、子どもの均等割の免除を国保法第77条の規定を活用して実現するものになっていることです。同条は、被保険者に被災や病気など特別な事情がある場合に、市町村が条例を定めて国保料を軽減できると規定しています。条例による子どもの均等割減免は、子どもがいることに着目し、それを特別な事情として扱うことで実行できます。このことはほかの自治体が既に実証しています。本議案のように条例に基づき減免する場合の自治体の公費繰入は、国保運営方針という削減・解消をするべき赤字とはみなされません。また、自治体が公費繰入の削減・廃止の取組を進めないと交付金を削減するという国の保険者努力支援制度の減点理由にもなりません。

第三の理由は、子どもの均等割全額免除を約3,000万円余の予算追加で実現できることです。来年度は区民税の増収分が約11億円余と見込まれています。それらは子育て支援や貧困対策等に思い切って活用すべきではないでしょうか。

以上で国保条例の一部改正条例に対する賛成討論といたします。

○議長（桜井ただし議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例の2議案は、いずれも投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議員提出議案第1号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第1号は、賛成少数により否決されました。

次に、議案第17号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第17号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

議事の都合により休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17から第20を一括して議題にします。



議案第2号 令和5年度千代田区一般会計予算

議案第3号 令和5年度千代田区国民健康保険事業会計予算

議案第4号 令和5年度千代田区介護保険特別会計予算

議案第5号 令和5年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算

（予算特別委員会審査報告）

○議長（桜井ただし議員） 永田壮一予算特別委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔永田壮一議員登壇〕

○17番（永田壮一議員） 全議員で構成する予算特別委員会に審査を付託された議案のうち、令和5年度各会計当初予算4議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第2号、令和5年度千代田区一般会計予算、議案第3号、令和5年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号、令和5年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第5号、令和5年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案については、多岐にわたる分野の詳細な調査が必要なことから、3つの分科会を設置して調査しました。その分科会からの調査報告を踏まえて、多くの事項について総括質疑が行われました。

質疑を終了し、意見発表を行ったところ、まず反対の立場から、次のような意見がありました。

区民のためにあるはずの区政が一度暴走を始めてしまうと誰にも止められないという現実を確認するばかりの予算議会であった。ウェルビーイングとは掛け声ばかりで、誤った情報で住民を二分し、コロナ禍で弱ったコミュニティをさらに弱らせ、課題解決といいながら、さらにたくさ

んの課題を地域につくり出していく不毛な行政運営の先に信頼できる区政は見えない。まちづくりを隠れみのにした行政の天下りのありさまは、二番町や外神田一丁目の再開発問題とも通底していることを指摘しても問題意識は見えなかった。区行政において区民に寄り添うエッセンシャルワークを担う多数の職員には心から敬意を表するものの、住民自治や民主主義を感じることのできない、自分が知る中で今が最も住民が不幸な時代と認識し、2023年度予算案に強く反対する。

次の意見として、本予算案には带状疱疹ワクチン接種助成、小規模事業者への新たな融資制度、区立学校に続き、試行ながら区役所1階から3階の女子トイレへの生理用品設置、緊急通報システムの携帯電話への導入の具体化など、区民の要望を反映した施策が盛り込まれている。また、予算審査では、第4次住宅基本計画の中で住宅施策の見直しが行われる予定であることが明らかになった。さらに、多くの子育て世代の要望である子どもの遊び場を確保していくことも示された。「人間性の豊かな地域社会を築いていく」という住宅基本条例や「すべての子どもの最善の利益が実現される」ための環境を確保していくという「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」の理念が行き渡るような施策の展開を期待している。しかしながら、本予算案に反対する第一の理由は、空前の物価高騰により多くの小規模事業者や低所得世帯が苦境に置かれている中、暮らしや営業を直接支援する施策が極めて弱いことである。区民の生活や事業者の営業にしっかりと目を向けた支援策の早急な具体化を求める。

第二の理由は、再開発とまちづくりにおいて住民の合意形成の不十分さが浮き彫りになったことである。区民が求めているまちづくりの検討方法は、計画案の作成段階から区民や事業者が参加し、行政と一緒に考えながら進めることであり、そうした仕組みの早期構築を展望しながら、現在進められているまちづくりにも徹底した話し合いを重視することを求めるものである。

第三の理由は、国民健康保険料が値上げになることである。国保料を抑制する努力は見られたが不十分である。40年ぶりの物価高騰となっているだけに、低所得世帯の多くが加入する国保料を引き下げるべきである。よって、本予算案に反対する。

次の意見として、この予算特別委員会において、区はスマートフォンを用いた区民生活応援事業でスマートフォンを持っていない区民には何の代替案も示さず、切り捨てる方向であることがよく分かった。また、神田警察通りの街路樹を守っている区民を妨害者と一方的に決めつけ、区民の意見に一切聞く耳を持たない態度は区としてあるまじき姿である。さらに、二番町再開発や外神田一丁目再開発についても、地元住民の意見を聞こうとせず、強行的に再開発・高層化に突き進もうとしている。そして、介護保険や子どもの医療費についても、現状以上の施策をしないという答弁であった。誰も取り残さないどころか、区民に真摯に向き合おうとすらない区の本予算案に反対する。

次の意見として、障害児の通所支援、医療的ケア児のショートステイなど、今まで足りなかった福祉サービスがまた一歩進んだことは評価する。しかしながら、保育園等に通園困難な障害児の訪問による指導では月に数回しか受けられないのが現実と捉えたと、重度障害児の保育機能と療育を兼ね備えた通所施設の整備、障害児デイサービスの拡充、障害児も含む子どもの入院時の

食事代の助成についても調査検討のための予算を組むべきである。現在、物価高騰を受けて区民の生活は厳しい状況にある。レシートを活用した区民生活応援事業では、IT機器、ネット環境、操作に不慣れな高齢者や障害者、生活困窮者等の支援にはつながっていない。誰一人取りこぼさないというのであれば、丁寧に対応することが必要であると考え。区民の声を真摯に聞き、調整していくのが行政の仕事ではないか。以上のことから本予算案に反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場から、次のような意見がありました。

令和5年度当初予算案は、20年ぶりの改定基本構想で掲げる「伝統と未来が調和し、躍進するまち」を目指すための初年度予算として編成された過去最大規模の予算となった。事業所に対する支援策としては2,000万円という高額な融資制度が設けられ、中小事業者における資金調達の有効手段となることが期待できる。また、商店街に対しては、創業支援事業として2,000万円、区内学校と商工関係団体が連携して実施する取組には3,000万円、また、電気料金の高騰を踏まえて補助率を引き上げるなど、現下の状況を踏まえ事業者を支援する予算が数多く計上されている。区民生活の支援策では、コロナ禍や物価高で大変厳しい家計状況を支援するレシート活用事業があり、地域経済活性化の面からも期待される予算となっている。

また、带状疱疹ワクチン接種に対する助成の開始は、会派としても要望しており、健康増進に資する事業である点からも評価できる取組である。

コロナ感染症もまだ完全に収束したとは言えず、物価高騰の状況も予断を許さないが、令和5年度予算により、少しでも区民に明るさとにぎわい、元気と勇気を与えられるような区政が展開されることを期待し本予算案に賛成する。

次の意見として、おおむね20年先を目指した第4次基本構想は、持続可能性とウェルビーイングを柱とした基本構想であると理解しているが、令和5年度予算はその実現に向けての初年度予算となった。今回、基本計画がない中での初めての予算審査となったため、例年になく「予算案の概要」が重要資料となった。税金の使い道を区民に示すものとして、各事業がなぜ必要となるのか、その目的と内容を合わせて記載すべきであり、まず「予算案の概要」の記載の改善を要望する。

令和5年度事業においては、再生可能エネルギー電力への切替え促進、子どもの権利推進、病児・病後児保育整備、带状疱疹ワクチン接種への助成、放課後デイサービスの実施、「はばたきプラン」の作成、まちづくりの合意形成のあり方、中小企業経営支援、DX・GXの推進など評価できるものである。なお、審査を通して、放課後デイサービスの実施に向けて事業者が手を挙げた場合は、開設に関わる費用また開設後の運営経費の一部を助成することが明らかとなった。

最後に、事業の実施に当たっては、全ての区民がウェルビーイングを実感できるよう、区政全般にわたる運営を強く要望し、本予算案に賛成する。

次の意見として、令和5年度各会計予算は、消費者、商店街支援に力を入れ、地域経済の立て直しに重点を置いた予算となっている一方で、若年がん患者在宅療養支援や養育費の確保など、対象となる人はそう多くないものの、切実な状況にある人たちへの地道な福祉施策が増えている

ことを評価する。一方で、障害児の親の就労支援などは課題が残るものであり、予算執行に当たっては、ニーズを丁寧に聞きながら柔軟な対応により取り残される人がいないよう力を尽くすことを求め本予算案に賛成する。

次の意見として、第4次基本構想策定の初年度予算が示され、コロナ禍の影響による歳入減を懸念していたが、8.5%の増となり、過去最大の歳出予算となった。重点施策として、子どもたちの未来につながる取組に大変期待をしている。特に発達に特性のある子どもたちや、その家族の支援は多様で課題の把握が困難だったため、提案した協議の場が特別支援教育に関する協議の場として新設され、大変ありがたいと感じている。また、通学支援をより活用しやすくするための制度の再構築も急ぎ進められることや、ICTを活用した教育では、子どもたちのデジタル活用の格差解消、デジタル地球儀やタブレットを活用した教育が予定されている。

課題のコミュニティ形成は、まちのつながりを強化するデジタル助成やイベントの支援など、意見の収集と改善をしながら丁寧に進められていることが確認できた。第4次基本構想は可視化の方法を工夫して理解しやすくすることを求め、本予算案に賛成する。

次の意見として、令和5年度当初予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応が大きな節目を迎える中で、アフターコロナ社会、あるいはウィズコロナ社会を見据え、区民生活を支える事業のための予算を積極的に計上している点は評価する。特にデジタル化の推進によって区民生活の様々な場面で利便性が向上する取組は早急かつ着実に進めてほしい。しかし、史上最大規模の予算というものの、施設整備工事費が著しく高騰している現状を受け、そのための基金繰入金が大幅に増加している点については、後年度の財政運営に一末の不安が残るため、引き続き健全な財政運営を行っていくことを求める。

また、まちづくりにおいては、区民の中にも様々な意見がある外神田一丁目南部地区、二番町地区、神田警察通りの整備の各事業は、言うまでもなく引き続き丁寧に地域の声に耳を傾けながら進めてほしい。

執行機関においては、区民の安全と安心を確保することはもちろん、約20年ぶりに改定する基本構想で掲げる「伝統と未来が調和し、躍進するまち」が本予算を皮切りにして実現されていくことに期待を込めて本予算案に賛成する、との意見がありました。

意見発表を終了し、議案第2号から議案第5号の各会計当初予算4議案についておのおの採決を行った結果、いずれも賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上で、当予算特別委員会に付託された当初予算4議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第2号、令和5年度千代田区一般会計予算、議案第3号、令和5年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号、令和5年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第5号、令和5年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案は、いずれも投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第2号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第2号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第3号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第4号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第5号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第21を議題にします。



委員会提出議案第1号 学校給食費無償化に関する意見書

(地域文教委員会)

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表してたかざわ秀行地域文教委員長より、提案理由の説明をお願いします。

〔たかざわ秀行議員登壇〕

○18番（たかざわ秀行議員） 委員会提出議案第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

学校給食費無償化に関する意見書

昨今の世界的な資源、原材料費高騰による物価上昇は区民生活を圧迫しています。

特に子育て世帯の家計への影響は大きく早急な対策が求められています。

学校では給食を通じた食育が行われ、地域の伝統や日本の食文化をも伝えてきました。

本区では給食費だけではなく教育全体の課題と捉え、給食費約1年分相当の5万円の現金給付を所得制限なしで実施しています。

また、全国的にも公立小中学校の給食費無償化を実施、あるいは検討する自治体が増えています。

一方、恒久的な財源確保、私立学校との公平性、学校給食は保護者の負担とするという法的な問題から実施には慎重な自治体が多いのが現実です。

憲法第26条では「義務教育は、これを無償とする」としており、教科書と同様に食育である学校給食も無償にすることが望まれます。

よって、千代田区議会は国に対し、地域格差が無いよう、全国的な学校給食費無償化に向けた法整備、支援を行うよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

千代田区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 あて

提出するものです。満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま説明のありました委員会提出議案第1号、学校給食費無償化に関する意見書は、たかざわ秀行地域文教委員長の提案理由説明どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第22を議題にします。



議員提出議案第3号 国民健康保険の子どもに係る均等割額の軽減措置の対象拡充を求める意

見書

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表して飯島和子議員より、提案理由の説明をお願いします。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 議員提出議案第3号について、提出者を代表して提案理由を述べます。

提案理由については、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

国民健康保険の子どもに係る均等割額の軽減措置の対象拡充を求める意見書

国民健康保険制度は、被用者保険とともに国民皆保険制度を支える要の役割を果たしてきました。

しかしながら、会社員や公務員が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養者数が増えても保険料は変わらないのに対して、国民健康保険は、世帯内の全ての加入者に対する均等割保険料が賦課されます。

このため、医療保険制度間の公平を図るとともに、とりわけ子育て世帯の経済的負担軽減に取り組むことが必要です。

厚生労働省社会保障審議会の医療保険部会で、子どもに係る均等割の軽減措置が必要との報告が行われ、今年度から、国においては未就学児の均等割額が半額軽減されました。

しかし、就学後の子どもに係る費用は未就学児以上に大きく、子育て世代の負担感は解消されません。住民要望に応じて、対象を拡大する自治体もありますが、全国一律に行われることが望まれます。

よって、国においては、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象範囲拡大について、さらなる検討を行うことを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

千代田区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 あて

提出するものです。満場一致ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（桜井ただし議員） 議員提出議案第3号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、13番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○13番（大坂隆洋議員） 議員提出議案第3号、国民健康保険の子どもに係る均等割額の軽減措置の対象拡充を求める意見書に対して、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険は、社会保障の一環として社会保険の形態を取り、被用者以外の一般住民を対象とする医療保険であり、地域の住民を対象とする唯一の地域医療保険制度であります。

千代田区は、保険者として国民皆保険制度を持続可能なものとし、安定的に運営していく責務があります。本提案は、子どもに係る均等割額の軽減措置の対象を広げるものであり、それに伴う財源が必要となるため、制度全般を俯瞰する視点が足りないものと考えます。国民健康保険については、現行制度においても公費負担がほかの保険制度と比べて突出しており、さらなる財政措置については医療保険制度間の公平という観点から矛盾が生ずるものでもあり、慎重かつ丁寧な議論が求められるべきと考え本意見書に対して反対いたします。

○議長（桜井ただし議員） 次に、11番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 議員提出議案第3号、国民健康保険の子どもに係る均等割額の軽減措置の対象拡充を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

本意見書は、国民健康保険料の負担軽減を図るために、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の対象について、現在の未就学児のみの対象を広げることについて検討することを求めるものです。国民健康保険には高齢者等、医療をより必要とする年齢層が多く加入しています。また、加入者の4割以上が無職者で、被用者は約35%に上りますが、多くが非正規雇用労働者と考えられ、低所得者等、負担能力の低い加入者が多いのが実態です。それにもかかわらず、国民健康保険料は、加入者の所得に応じた保険料のほかに、赤ちゃんから高齢者まで国保に加入する全ての人に定額の負担がかかる均等割の保険料があります。そのため、国民健康保険料の負担は、他の医療保険に比べ、特に子育て世帯にとってとりわけ重いものになっています。一方、同じ医療保険制度でも、被用者保険の組合健保や協会けんぽには、こうした負担がありません。扶養する子どもの人数が増えても、保険料は変わらない仕組みとなっています。均等割額は国民健康保険加入者のみに重い負担を強いる要因の1つともなっており、早急な見直しが求められているのではないのでしょうか。

高過ぎる国保料の負担を軽減するために、国民健康保険における子どもに係る均等割の軽減を求める声が強くなり、全国知事会からも政府に対して要望が出され、全国市長会も同じ内容で国に対して提言を行い、昨年4月から政府は未就学児の均等割額の半額軽減を実施しました。しかし、コロナ禍や物価高騰で暮らしが大変になっています。特に所得が低い方の加入が多い国保世帯の

生活は厳しくなっており、均等割の未就学児の保険料半額だけでは抜本的な負担軽減には結びつきません。

現在、少なくない自治体で、住民の声を受け、独自に子どもの均等割を免除あるいは軽減しています。ぜひ国において、加入する医療保険制度の違いで子どもの保険料に差が出ることの解消や、さらなる子育て世代の負担軽減のために、均等割額軽減の対象を広げる検討を行ってもよいのではないのでしょうか。

以上の理由から、本意見書に賛成いたします。

○議長（桜井ただし議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました議員提出議案第3号、国民健康保険の子どもに係る均等割額の軽減措置の対象拡充を求める意見書は、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第3号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第3号は、賛成少数により否決されました。

日程第23を議題にします。



議員提出議案第4号 皇居周辺の濠や河川の浄化に向けた対策強化を求める意見書

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表して嶋崎秀彦議員より、提案理由の説明をお願いします。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○22番（嶋崎秀彦議員） 議員提出議案第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

皇居周辺の濠や河川の浄化に向けた対策強化を求める意見書

市街化された都市において、都市河川やお濠等の水辺は、ゆとりと潤いのある良好な生活環境を確保するための貴重な資源です。特に千代田区では、歴史的な文化資源である江戸城跡を取り巻く濠と河川は、まちの景観を形づくる基盤であり、オープンスペースとしても貴重な財産です。

また、風格あるまちづくりを進めるには濠や河川の水質改善を図り、周辺環境や景観等との調

和に十分配慮し、人々が憩い、交流できる場とすることが大変重要であり、千代田区はそのために、水辺を魅力ある都市空間に再生する条例を制定しています。

これらを踏まえて、下記の事項について強く求めます。

記

- 1 濠や河川の水質改善や魅力ある水辺環境再生に向けて、関係する地域自治体や民間事業者、各種団体等、多様なステークホルダーの知見を集約し協働するために、連携を強化すること。
- 2 外濠の水質の現状や、その歴史的財産価値及び維持管理の重要性について理解を深め、水辺環境再生への関心を高めるためのイベントや広報活動等により広く情報発信を行い、都民・区民と共に歩むまちづくりを実現すること。
- 3 恒久的な水質改善の実現に向け、玉川上水等の活用による広域的な水の循環を促進する対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

千代田区議会議長名

国土交通大臣

環境大臣

東京都知事 あて

提出するものです。満場一致ご議決いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議員提出議案第4号、皇居周辺の濠や河川の浄化に向けた対策強化を求める意見書は、嶋崎秀彦議員の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、地域文教委員長、保健福祉委員長、議会運営委員長、環境・まちづくり特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、災害対策・危機管理特別委員長、議会のあり方調査検討特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

樋口区長より、閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和5年第1回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和4年度千代田区一般会計補正予算第4号並びに令和5年度各会計予算をはじめ、条例の新設・改正、基本構想、人事案件などでございました。慎重なるご審議の上、ご議決、ご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に、人事案件の千代田区副区長の選任の同意について、並びに千代田区行政監察員の選任の同意についての計3議案につきましては、急施でのご提案にもかかわらずご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、主要案件でありました予算関係議案の審議に当たりましては、全議員をもって構成されました予算特別委員会が設置され、さらに分科会方式によりまして、長時間にわたりご審議を頂きました。永田壮一委員長、嶋崎秀彦副委員長、たかざわ秀行副委員長、池田ともりの副委員長におかれましては、そのご労苦に心より感謝を申し上げます。

補正後の本年度予算並びに新年度予算の執行に当たりましては、審議の過程で賜りましたご指摘を十分に踏まえるとともに、より効率的・効果的な行財政運営に徹し、区議会とも十分連携を図り、さらなる区民福祉の向上に全力を傾注してまいり所存でございます。区議会の皆様におかれましても、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、千代田区政推進の両輪としてこれまでご尽力を賜りました議員各位におかれましては、来月、その任期が満了となります。遡りますと、令和元年の5月に今期の区議会がスタートしてからこの間、豊かな地域社会をつくるため、子育てや高齢者施策など、区民に身近で生活に直結する事項に関しまして精力的にご審議を頂いてきました。また、私自身は皆様に遅れること約2年後の令和3年2月に区長に就任いたしました。初めての区政運営に対し未熟な点多々ございましたが、大所高所から様々にご判断を頂いた結果、区民福祉を向上、増進させることができましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、その豊富なご経験の下、区政進展のため引き続きご活躍されることを心から願っております。また、今期をもって勇退されます議員におかれましては、健康に十分留意されますとともに、今後とも千代田区にとっての応援団として温かいご支援を賜りますようお願いを申し上げます。誠に御疲れさまでした。

以上をもちまして、令和5年第1回区議会定例会閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（桜井ただし議員） 以上で本年第1回定例会を閉会します。

散会します。

午後2時49分 散会